

インドにおける競争法

2019年11月19日 14:00~16:00

講師：三浦法律事務所 Deepak Sinhmar 弁護士、渥美雅之弁護士

1. 2002年競争法及び関連規制

- ・ Restrictive Trade Practices Act, 1969 が、従前の独占規制、取引慣行制限の法
- ・ Competition Act, 2002 及び関連規制が、現在の法

2. 関係機関

- ・ インド競争委員会 (CCI) : 7名の委員で構成される。
法 18条により域外適用を行う。
- ・ 事務局 (DG) : 委員会の調査機関
- ・ 国家会社法上告審判所 (NCLAT) : CCI 命令を上訴する機関。従前の競争上訴審判所 (Comat) を統合した機関。
- ・ 最高裁判所 : NCLAT 決定を 60 日以内に上訴する機関。
- ・ 高等裁判所 : CCI 命令につき憲法上認められた特別救済を請願申請 (Writ Petition) する機関。

3. 反競争的行為及び支配の濫用

(1) 反競争的合意 (法 3 条)

- ・ インドにおける競争に著しい悪影響を及ぼす又はそのおそれのある合意。
(appreciable adverse effect on competition in India: AAEC)
- ・ 反競争的合意は無効で執行不可。
- ・ 反競争的合意の概念は広い。
- ・ 反競争的合意には水平的合意 (法 3 条(3)) と垂直的合意 (法 3 条(4)) がある。
- ・ 垂直的合意に関するセーフハーバールール (EU 法の Block Exemption の如きもの) はない。

(2) 支配的地位の濫用 (法 4 条)

- ・ インドにおいては、企業又は企業集団が競争者に関係なく独立して行動することができる経済的強さを享受し、消費者又は関連市場にかなりの程度影響を与える場合支配的地位があるとみなされる。
- ・ 市場シェア 50%を支配的地位判定の一応の基準としている。

4. 調査プロセス

(1) CCI によるステップ 1

- ・ 独自の端緒、利害関係者からの申告、他の官庁からの照会、課徴金減免申請などにより初期的な見解の形成。

(2) DG によるステップ 2

- ・ 調査、召喚状、陳述の帰路 k、宣誓供述、搜索差押、立入調査などによる調査報告書の作成。

(3) CCIによるステップ3

- ・DG 報告書の分析、分析結果に基づき関係者への報告、異議申立機会付与、口頭審理、口頭審理終結後 21 日以内に命令採決

5. 調査権限と罰則

- ・召喚状・通知書に関する調査権限は法 36 条(2)、(4)、法 41 条(2)などに規定。
- ・不遵守に対して最高 10 万ルピー/日、総額で最高 1 億ルピーの罰金がある。
(不遵守事例)
- ・2014 年グーグル及びインド子会社は 1000 万ルピーの罰金を科されたが、NCLAT において 10%減額。
- ・2017 年モンサントはインド子会社とともに 30 万米ドル相当の罰金を科された。

6. 反競争的行為及び支配的地位濫用を防止する為の一般的留意事項

- ・競合他社との情報交換、事業者団体会合での情報交換を避ける。
- ・差別的、略奪的価格設定を避ける。
- ・取引相手への不当な拘束を避ける。
- ・当局からの要求を無視しない。
- ・コンプライアンスオフィサーを設置する。
- ・専門家へ相談する。

7. 企業結合 (法 5 条、6 条)

(1) 事前届出基準

管轄	対象	資産	売上高
インド	結合当事者の合算	200 億ルピー	600 億ルピー
	結合後の買収者所属企業 G	800 億ルピー	2400 億ルピー
インド 及び 国外	結合当事者の合算	10 億米ドル (インドで 100 億ルピー以上)	30 億米ドル (インドで 300 億ルピー以上)
	結合後の買収者所属企業 G	40 億米ドル (インドで 100 億ルピー以上)	120 億米ドル (インドで 300 億ルピー以上)

(2) 適用除外

①期限付特例：2022 年 3 月まで

- ・被買収企業がインド企業であり資産が 35 億ルピー以下又は売上高が 10 億ルピー以下であれば事前届出不要。

②特例除外取引

- ・株式譲渡が融資契約、投資契約の誓約事項である場合
- ・新規プロジェクトの合弁事業

③通常の適用除外取引

- ・25%以下の取得

- ・ 25~50%以上を取得するも支配権変更なし。
- ・ 支配権変更につながらない新株発行。

(3) 届出時期

- ・ 拘束力ある契約締結、又は取締役会最終承認から 30 日以内に届出する。
- ・ ガンジャンピング規制あり。

(4) 承認ルート

①承認ルート

様式 I	様式 II	様式 III
必要情報が限定されている最短形式	合算シェア 15%超の水平結合 市場シェア 25%超の垂直結合	株式譲渡が融資契約などの誓約事項である場合
届出料：150 万ルピー	届出料：500 万ルピー	

- ・ 届出後、当局により最長で 210 日以内の事前調査が行われる。210 日以内に通知なければ承認となる。
- ・ もし問題あればさらに 180 日以内の詳細調査が行われる。詳細調査においてパブコメ募集、問題解消措置提案などのプロセスを経て当局として承認又は拒否が決定される。

②グリーンチャネルルート (2019 年 8 月 15 日)

- ・ 水平的重複、垂直的重複及び補完関係がない企業結合については、様式 1 で申請すれば申請時に承認されたものとみなす。

8. 制裁措置

違反行為	制裁金	対象
反競争的協定	・ 各当事者の売上高の 10%上限 ・ カルテルは売上高の 10%、又はカルテル期間利益の 3 倍	・ 企業と関連した役員・従業員
支配的地位の濫用	・ 当事者の売上高の 10%上限	・ 企業と関連した役員・従業員
企業結合届出の不履行	・ グローバル合計資産又は売上高の 1%のいずれか高い方	・ 買収企業と関連した役員・従業員 ・ 合併統合の場合は両当事者と関連した役員・従業員
CCI・DG 命令の不履行	・ 刑事制裁として懲役 3 年、2 億 5000 万ルピーの罰金	・ 企業と関連した役員・従業員

9. リニエンシー (法 46 条)

- ・ 第 1 申請者:100%、第 2 申請者：50%、第 3 申請者以降：30%の減額。
- ・ CCI は、現在まで 9 件の課徴金減免決定をしている。うち 3 件には 100%免除を認めている。

以上